

# 県民ギャラリー利用の手引き

改正 平成17年11月30日

県立美術館（以下「美術館」という）の県民ギャラリーは、本県における美術文化の振興のため、美術作品の発表及び鑑賞の場として、皆様に広く利用いただく施設です。

## 概 要

### 1 使用の基準

県民ギャラリーは次の基準による展示に利用できます。

- (1) 絵画、彫刻、工芸、デザイン、書及び写真などの美術に関する展示であること。
- (2) 美術館の維持、管理及び運営に支障がなく、また観覧者の良好な鑑賞を妨げない展示であること。

### 2 使用許可を与えない場合、使用許可を取消す場合は次のとおりです。

- (1) 施設等使用許可申請書の内容に偽りがある場合。
- (2) 営利を主たる目的とする場合。
- (3) 美術館における秩序又は風紀を乱すおそれがあると認められる場合。
- (4) 施設、設備、備品等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められる場合。
- (5) 美術館の管理運営上支障がある場合。
- (6) 使用許可申請者が、法的責任や社会的責任を十分に取り得る者でない場合。
- (7) 使用の目的又は条件に違反した場合。
- (8) 施設等を使用する権利を他に譲渡し、または転貸した場合。

### 3 展示作品等の制限

#### (1) 作品の重量制限

- ① 立体作品-----重量が 1.5 t 以内で 1 m<sup>2</sup>に対する加重が 360 kg 以内の作品であること。
- ② 平面作品-----ピクチャーワイヤー 1 本に対する加重が 50 kg 以内であること。

#### (2) 次のようなものは、展示及び持ち込みを認めません。

- ① 不快音、高温、煙霧及び悪臭等を発するなど他に不快感を与えるもの。
  - ② 刃物や火気等の危険物を使用したり、落下、倒壊のおそれがあるなど、他に危害を及ぼすおそれのあるもの。
  - ③ 床面、壁面及び天井等の施設設備を、損傷及び汚損するおそれのあるもの。
  - ④ 動物、植物（生花を含む）、水等の液体のもの、乾燥が不十分な作品、あるいは腐敗や害虫発生のおそれがあるもの等、展示環境に悪影響を及ぼすもの。
  - ⑤ 善良な風俗を乱すおそれのあるもの。
- その他、美術館が適切でないとするもの。

#### 4 使用の期間等

- (1) 原則として火曜日から次の日曜日までの期間を使用の1単位期間とし、連続した2単位期間を使用の限度とします。(ギャラリー運営上、原則として、2単位期間の使用はギャラリー両室の利用とします。)
- (2) 休館日に搬入・展示作業が可能な貸出期間を設定する。ただし、この場合の休館日とは、「月曜日」、「月曜日が休日の場合は、その翌日」に限定する。また、原則として、各月の第1、第3月曜日、及び、館の管理業務に支障のある日を除く。
- (3) 休館日から使用する場合は、その休館日における搬入・展示作業を行うものとする。
- (4) 使用開始日の搬入及び展示作業、並びに使用最終日の撤去及び搬出については、館職員の指示に従ってください。
- (5) 次にあげる休館日は利用できません。
  - ・原則として、毎月第1、第3月曜日(この日が国民の休日に関する法律に規定する休日にあたる場合は、その翌日以降の最初の休日でない日)
  - ・2単位期間を利用する場合、その途中にある休館日。
  - ・1月1日から1月4日まで及び12月28日から12月31日まで(ただし、開館日及び休館日を臨時に設けることがあります。)

#### (6) 使用時間

次の時間内に、搬入、展示、撤去及び搬出を行ってください。

- ・午前10時 ～ 午後6時

#### 5 利用できる備品等

7ページの「県民ギャラリー備品一覧」を参照ください。

#### 6 県民ギャラリーの規模等

8ページの「県民ギャラリー平面図」を参照ください。

#### 7 使用料等

##### (1) 使用料 (1日につき) (教育関係使用料及び手数料徴収条例第2条)

施設名	入場料等を徴収しない場合	入場料等を徴収する場合
県民ギャラリー1	6,700円	8,800円
県民ギャラリー2	6,200円	8,300円

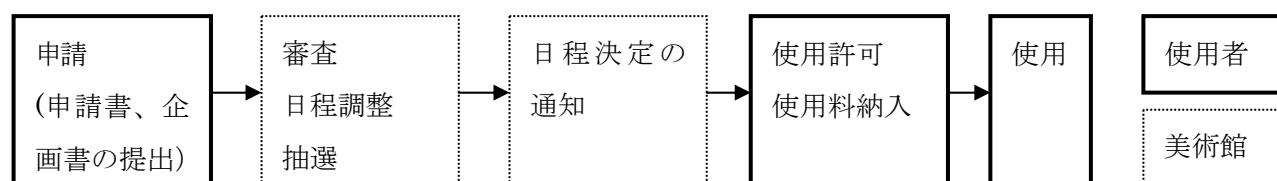
持ち込み電気器具用電気	1日につき	1キロワット	300円
-------------	-------	--------	------

\* 条例の改正により使用料が変更されることがあります。

##### (2) 使用料の還付

使用者の責めに帰することのできない理由により使用できない場合	既納使用料の全額
使用開始日の6月前の日までに使用許可の取消しを申出た場合	既納使用料の7割
使用開始日の6月前の日の翌日から使用開始日の3月前の日までに使用取消しを申出た場合	既納使用料の5割

## 使用申請から、使用まで



### 1 申請の期間

次の申請期間内に、施設等使用許可申請書に展覧会企画書を添付のうえ直接美術館に持参してください。持参できない場合は、美術館に連絡し指示を受けてください。

区分	使用日	申請期間
前期	4月1日から9月30日までの間	前年の7月15日から7月31日まで
後期	10月1日から3月31日までの間	1月15日から1月31日まで

\* 上記、使用日の日程全てを貸し出すとは限りません。申請期間前に示す貸出し期間を見て申し込みください。

\* 申請期間に申し込んだ申請者の使用が決定した後に、空いている貸出し期間がある場合は、使用開始日の30日前まで随時受け付けます。

2 申請の期間終了後、美術館は、県立美術館管理規則に基づき審査を行い、使用者を決定します。なお使用日の重複申請があった場合、日程の調整は原則として美術館員立会いのもとで行う、申請者間での公開抽選により決定します。

\* 原則として同じ団体及び個人等の同一年度の使用は1回とします。

\* 使用希望者が多い場合は、県内者を優先します。

3 日程が決定したら、申請者に通知しますので、使用料を納入してください。納入確認後に施設等使用許可書を発行します。

4 施設等使用許可申請書及び展覧会企画書に記入した内容に変更が生じた場合又は、使用を取消す場合は、速やかに美術館に連絡し、指示を受けてください。

\* 施設等使用許可申請書に記入した、使用の目的の変更は、使用許可を取消す場合がありますので、ご注意ください。

## 諸注意

### 1 展覧会企画書の記入

県民ギャラリーの使用に関する、全ての内容を展覧会企画書に記入ください。特に下記のものについては事前に承認が必要ですので、記入もれのないようにしてください。

- (1) 展示室内に県民ギャラリーの備品以外のものを設置する場合。  
(P7 県民ギャラリー備品参照)
- (2) 館内において展覧会に関する図録・絵はがき等を販売する場合。
- (3) 作品目録、作者経歴以外のものを配布する場合。

### 2 搬入、展示、撤去、搬出

- (1) 搬入、展示、撤去及び搬出の際は、美術館員の指示に従ってください。
- (2) 作品の搬入及び搬出は指定された出入り口から行ってください。
- (3) 作品は完成されたものを搬入し、館内での手直し等の制作は行わないでください。
- (4) 作品はすべて展示室内に展示してください。
- (5) 作品を移動する場合は、床面及び壁面等美術館の設備を損傷及び汚損しないでください。
- (6) パネル及び壁面には釘又はネジ等を使用しないでください。
- (7) パネルの移動、音響設備の取扱い、照明の調整は美術館員の指示に従ってください。
- (8) 誘導灯、非常口及び消火器の付近には、物を置かないでください。
- (9) 展示作業台（ローリングタワー）を使用する際には、館のヘルメットと安全帯を必ず着用してください。
- (10) 作品撤去の際は、使用した場所を原状に回復し、設備器具等も所定の場所に返却してください。その後、美術館職員の点検を受け、使用報告書を提出してください。
- (11) 音響設備を使用する場合は、展示室の外に音が漏れないようにしてください。
- (12) 休館日から使用する場合は、指定外の場所に立ち入らないようにしてください。（美術館2階アートフォーラム、美術館1階、及び、3階への立ち入りはできません。）

### 3 ポスター等の掲示（P. 5 ポスター掲示場所 参照）

- (1) 東中央口そばの館内掲示板①及び2F南側階段正面掲示板②には、B2判タテ以内のポスター1枚を掲示できます。また、館外掲示板（南側③・東側④）にはB3判タテ以内のポスターをそれぞれ1枚掲示することができます。掲示を希望される場合には申出てください。
- (2) ポスタースタンド（当館備品・B2判タテ以内のポスターを掲示可能）は展示室の入り口⑤及び1Fエントランスホール西側⑥の指定された場所以外には置かないでください。
- (3) 県民ギャラリー両室を使用する場合は、B2判タテ以上のポスターの掲示（2F南側階段正面掲示板使用）や、看板の設置（展示室の入り口付近）も可能です。希望される場合は美術館に相談ください。
- (4) 特別展等で使用していない期間に限り、彫刻広場壁面看板⑦を使用することができます。使用

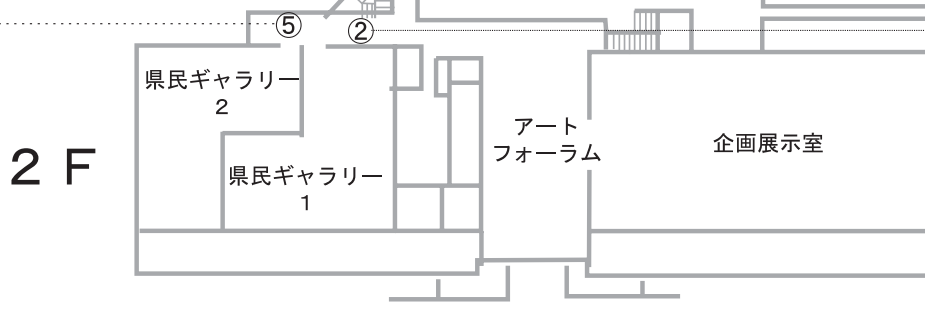
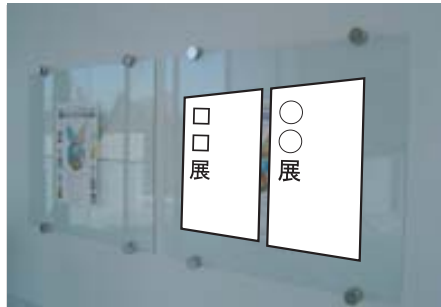
する場合は指定の業者による作成・設置になりますので、必要な費用（看板の使用自体は無料）など詳細は美術館にご相談ください。

(5) いずれの掲示板についても、両面テープ等、跡が残って容易に原状回復できないものについては使用しないでください。

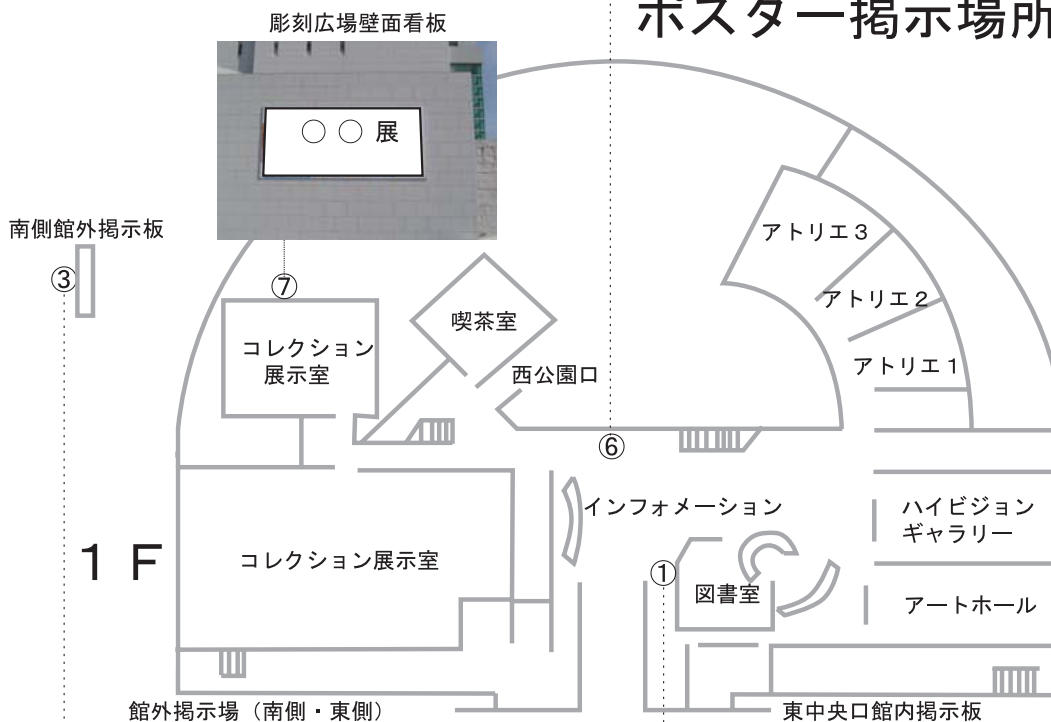
ポスタースタンド（展示室入口・エントランス西）



2 F 南側階段正面掲示板



## ポスター掲示場所



東側館外掲示板

④



5

#### 4 事故・破損

作品の搬入、展示、撤去及び搬出等に伴う作業中及び展示期間の事故、破損については、使用者側の責任となりますので、使用期間の安全対策に万全を期してください。

#### 5 その他

- (1) 展示期間中は必ず、使用責任者又は代理人が常駐してください。
- (2) 展示室の開閉の際には必ず、使用責任者又は代理人が立ち会ってください。
- (3) 展覧会の監視及び受付などは使用者側で配置してください。
- (4) 作品の売買及び売買の斡旋もしくは美術館で承認した物品以外の販売はできません。
- (5) チラシを配布するなど、会員等の募集をすることはできません。
- (6) 館内は禁煙となっています。喫煙場所（灰皿）は1階西側出入口の外に設けています。
- (7) 休館日に使用する場合の喫煙については、地下駐車場の指定された場所のみ許可とします。
- (8) ギャラリー内、展示室前の廊下（受付場所）等での飲食はできません。（飲食は控え室のみ可）
- (9) 展覧会の案内状、ポスター及び図録等の印刷物には会場名を「宮崎県立美術館県民ギャラリー」と明記し、問い合わせ等の連絡先は、使用責任者への連絡先をお書きください。また、当館のロゴマーク等を使用することはできません。
- (10) 展覧会の案内状、目録等は事前に提出してください。
- (11) 使用に伴うゴミ類は、各使用者で持ち帰りください。

### 展示室以外の施設、備品等について

#### 1 主催者控室

- (1) 主催者控室の盗難事故等対策は使用者の責任で行ってください。なお万一事故等が発生した場合は速やかに報告してください。
- (2) 主催者控室は休憩や昼食等にご利用ください。ただし、飲酒や出前を取ることはできません。なお、弁当殻などのゴミ類は、必ずその日のうちにお持ち帰りください。

#### 2 湯沸室

湯沸室に用意してある急須、茶碗、お盆などは自由にお使いください。使用後は洗って元の位置に戻してください。茶葉などは各自用意ください。

（茶葉などのゴミ類は、必ずその日のうちにお持ち帰りください。）

### 利用の窓口

宮崎県立美術館 学芸課 施設運営係

〒880 - 0031 宮崎市船塚3-2 1 0（宮崎県総合文化公園内）

電話 0985 - 20 - 3328 FAX 0985 - 20 - 3796

県民ギャラリー備品一覧

備品等名称	規格等	1室での 使用上限数
展示パネル（県民ギャラリー1、2を仕切っているパネルを除く）	幅 504cm 高さ 403cm ピクチャーレール付き	3枚
受付テーブル（半円形）	幅 140cm 奥行き 50cm 高さ 71cm	1台
受付用椅子		1脚
監視人用椅子		2脚
ソファ	幅 210cm 奥行き 60cm 高さ 47cm	2脚
ポスタースタンド	幅 59cm 高さ 125cm B2判縦方向まで対応	2台
工芸作品展示台 彫刻展示台	幅 180cm 奥行き 90cm 高さ 60cm	4台
	幅 150cm 奥行き 60cm 高さ 24cm	3台
	幅 125cm 奥行き 60cm 高さ 24cm	2台
	幅 90cm 奥行き 90cm 高さ 90cm	4台
	幅 90cm 奥行き 90cm 高さ 60cm	2台
	幅 90cm 奥行き 90cm 高さ 20cm	5台
	幅 70cm 奥行き 60cm 高さ 90cm	2台
	幅 60cm 奥行き 60cm 高さ 80cm	4台
	幅 60cm 奥行き 60cm 高さ 60cm	3台
	幅 50cm 奥行き 50cm 高さ 110cm	2台
	幅 45cm 奥行き 45cm 高さ 90cm	5台
	幅 30cm 奥行き 30cm 高さ 110cm	4台
	幅 30cm 奥行き 30cm 高さ 65cm	3台
ピクチャーワイヤー	長さ 400cm	150本
搬入、搬出口用箱パネル	幅 230cm 奥行き 65cm 高さ 294cm （ギャラリー1の搬入、搬出口専用のパネル）	1台
音響設備	CD、カセットテープに対応 （2室あわせて利用される場合にのみ使用可能）	1台
数取器（カウンター）	入場者数カウント用	1台
主催者控え室	1室を、複数の主催者で使用していただくことがあります。	
その他		

その他、作品運搬用の台車、展示作業台（ローリングタワー）も使用できます。

